

岐 阜 県 公 報

第 四 百 六 十 二 号
令 和 六 年 一 月 二 十 三 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知	(森 林 保 全 課)	三二 ^{ページ}
土砂災害警戒区域の指定解除	(砂 防 課)	三一
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同)	三一
土砂災害警戒区域の指定	(同)	三一
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	三一
公 示		
指定管理者の指定	(地 域 ス ポ ー ツ 課)	三三
指定管理者の指定	(環 境 生 活 政 策 課)	三三
指定管理者の指定	(文 化 創 造 課)	三三
指定管理者の指定	(産 業 デ ジ タ ル 推 進 課)	三三
県営土地改良事業の換地処分	(農 地 整 備 課)	三四
各務原都市計画道路事業の周知	(都 市 整 備 課)	三四
正 誤		
知事指定薬物の指定中訂正	(業 務 水 道 課)	三四

告 示

岐阜県告示第三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和六年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
岐阜市肥田町浅野字上ノ山一〇〇の二（次の図に示す部分に限る。）一〇〇三の二、一〇〇四の二、一〇〇五の三、一一一四の四、一一一七の四、一一一八の二、一一二〇の五
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第百三十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定によ

り告示する。

令和六年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
工業団地	可児郡御嵩町御嵩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第四百十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
工業団地	可児郡御嵩町御嵩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
工業団地	可児郡御嵩町御嵩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
工業団地	可児郡御嵩町御嵩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

指定管理者の指定

岐阜県長良川スポーツプラザに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県長良川スポーツプラザ条例（平成五年岐阜県条例第十五号）第十八条の規定により公示する。

令和六年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市藪田南三丁目七番一〇号

株式会社技研サービス

代表者 榎橋 泰之

二 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例（平成十四年岐阜県条例第四十六号）第十三条の規定により公示する。

令和六年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

高山市丹生川町坊方二一九番地一

乗鞍国際観光株式会社

代表者 古家 篤

二 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

指定管理者の指定

ぎふ清流文化プラザに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、ぎふ清流文化プラザ条例（平成六年岐阜県条例第四号）第十六条の規定により公示する。

令和六年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市学園町三丁目四二番

公益財団法人岐阜県教育文化財団

代表者 高木 敏彦

二 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

指定管理者の指定

テクノプラザものづくり支援センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県科学技術振興センター条例の一部を改正する条例（令和五年岐阜県条例第二十七号）附則第二項の規定により公示する。

令和六年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

各務原市テクノプラザ二丁目一番地

株式会社ブイ・アール・テクノセンター

代表者 松原 正隆

二 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営土地改良事業栗原地区の換地処分を令和六年一月十日にしたので、同法第八十九条
の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

令和六年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

各務原都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により都市計画道路
事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

令和六年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

各務原都市計画道路事業

三・三・二号 岐阜鶴沼線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜県数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市整備課

四 事業地の所在

収用の部分 岐阜県各務原市那加前野町二丁目並びに那加東野町一丁目及び二丁目
並びに那加前洞新町五丁目並びに蘇原花園町二丁目並びに蘇原瑞穂町二丁目及び二
丁目地内
使用の部分 なし

正 誤

(原稿誤り)

令和六年一月十九日号外(一) 知事指定薬物の指定(岐阜県告示第二十九号) 一頁下段
後から八行目中「 エチル」は、「エチル」の誤り。

令和六年一月二十三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社